

10. 公益社団法人日本小児科医会「子どもの心」相談医制度に関する規程

第1章 総 則

第1条 公益社団法人日本小児科医会（以下「本会」という。）の会員は、常に子どもの健全育成を念願し、小児保健医療の充実を目指して活動している。その活動の一環として、子どもの心の問題について、会員の資質を一層向上せしめ、新生児・乳児期からの子どもの心の発達に留意し、家庭、学校さらに社会へと心身ともに健全であるための方策を検討、構築し、必要な相談、助言、指導などの知識と実践に優れた小児科医を養成することで、社会に貢献することを目的とする。

第2条 本会は前条の目的を達成するために、公益社団法人日本小児科学会（以下、日本小児科学会という）、公益社団法人日本小児保健協会、公益社団法人日本医師会等の協力のもとに「子どもの心」相談医（以下、「相談医」という。）制度を設ける。

第3条 本制度の維持と運営のために、子どもの心対策委員会（以下「対策委員会」という。）と子どもの心相談医認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設ける。

第2章 対策委員会

第4条 対策委員会は、第1条の目的を遂行するために必要な研修内容の設定及び研修会の運営業務を行う。

第3章 認定審査会

第5条 認定審査会は、第1条に掲げる目的を遂行するために必要な相談医の認定審査を行う。

第6条 子どもの心相談医認定審査委員（以下「認定審査委員」という。）は、理事会が役員等選挙施行規程第3条第1項に規定する各地域ごとに1人選任し、会長が委嘱する。

第7条 認定審査会は、認定審査委員、対策委員会の委員長又は副委員長、同委員会担当理事及び同委員会担当副会長をもって構成する。

第8条 認定審査会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開く事ができない。

2 認定審査会の議事は、出席者の3分の2以上でこれを決する。

第4章 相談医登録の申請資格

第9条 相談医の申請資格は、下記の各号を満足する者とする。

- (1) 日本専門医機構又は日本小児科学会が認定する小児科専門医（以下「小児科専門医」という。）であること。又は、小児医療に充分の学識経験を有し、小児科専門医と同等と認定審査会が認める場合
- (2) 本会正会員であること
- (3) 認定審査会が定める受講期間内に同審査会が指定する「子どもの心」研修会を不足なく受講していること

第5章 相談医登録認定の方法

第10条 登録のための申請は、次の各号に掲げる書類を認定審査会が定める期間内に同審査会へ提

出する。

(1) 申請書

(2) 小児科専門医を証する書面の写し、又は認定審査会が指定する小児医療に十分な学識経験を有することを証明する書類

(3) 研修修了証明書

(4) 審査料に係る郵便又は銀行の払込用紙の写し、その他の審査料の支払いを証する書面写し

第11条 認定審査会は、必要に応じて開催し、登録申請の諸書類などを審査した結果を理事会に報告する。

第12条 本会は、認定審査会の報告に基づき登録証を交付する。

第13条 登録期間は原則5年間とし、登録更新の審査を経なければ、引き続いて相談医を呼称することはできない。

2 相当と認められる理由がある場合、認定審査会は登録期間を延長する事ができる。

第6章 相談医登録資格の更新

第14条 認定審査会は、認定を受けてから登録更新申請期日までに、認定審査会の定める要件を満たした者から登録更新申請を受けて審査を行い、相談医登録を更新する。また、相当と認める理由のある者に限り登録更新申請の期日延長を認める。

第7章 相談医登録資格の喪失

第15条 相談医が次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由を付して相談医としての資格を辞退したとき

(2) 本会正会員の資格を喪失したとき

(3) 小児科専門医の資格を喪失したとき。又は、第9条第1号に該当しないと認定審査会が判定したとき

(4) 申請書類の虚偽が認められたとき

(5) 相当と認められる理由がなく、所定の期日までに登録更新を申請しなかったとき

(6) 相談医としてふさわしくない行為があったとき

第8章 本制度の運営

第16条 この規程に定めのないもの、及び本制度の運営に必要な事項は、別に定める。

第17条 この規程の改廃は理事会の議決を経て決定する。

附 則

1 この規程は、平成12年12月11日より施行する。

2 この規程（一部改正）は、平成22年9月12日より施行する。

3 この規程（一部改正）は、平成23年9月11日より施行する。

4 この規程（一部改正）は、平成25年12月1日より施行する。

5 この規程（一部改正）は、平成28年12月4日より施行する。

6 この規程（一部改正）は、令和2年5月10日より施行する。

7 この規程（一部改正）は、令和6年7月28日より施行する。

1 1. 公益社団法人日本小児科医会「子どもの心」相談医制度に関する規程・施行細則

第1条 「子どもの心」研修会開催の要件を次のとおり決定する。

- (1) 「子どもの心」研修会は全日程4日間とし、前期2日間、後期2日間の日程とする
- (2) 「子どもの心」研修会は少なくとも年1回以上開催する
- (3) 「子どもの心」研修会の場所と日程、講師などは、対策委員会で決定する

第2条 相談医資格更新の要件は次のとおりとする。

相談医登録更新は、認定終了年度の4月1日から同年申請締切日までに、次の各号に定める条件を満たしている場合に、登録更新の申請をすることができる。ただし、認定審査会が相当と認めた相談医は一部要件の免除及び更新申請期間の延長を認める。また、(1)から(3)を満たしている者に限り、(4)の要件に関して1年間の暫定期間を設ける。

- (1) 引き続き本会の正会員であること
- (2) 更新申請時、日本専門医機構又は日本小児科学会が認定する小児科専門医（以下「小児科専門医」という。）であること。又は、それと同等と認定審査会が認めた場合
- (3) 認定審査会が定める期間内に、同審査会が指定した教育企画に参加し、下記の所定単位を総合して50単位以上取得していること、並びに相談医の主旨に関係する活動に貢献したことの証明書
- (4) 更新申請時に、再度「子どもの心」研修会を2日間受講していること

2 単位取得の対象となる企画は次のとおりとする。

- (1) 対策委員会の主催する下記講演会出席者 10単位
「子どもの心」研修会（1日毎10単位）、思春期の臨床講習会、カウンセリング実習、「子どもの心」研修会（導入編）
- (2) 本会が指定する次の年次講演会出席者 5単位
日本医学会総会、日本小児科学会学術集会、日本小児保健協会学術集会、日本小児心身医学会学術集会、日本小児神経学会学術集会、日本小児精神神経学会。
- (3) 上記以外の子どもの心に関する講演が含まれている講演会（プログラムの写しを提出）出席者 注1）時間単位
- (4) 相談医が子どもの心に関する講演（プログラム等の写しを提出）をした場合 注2）時間単位
注1）子どもの心に関する講演約1時間を2単位、但し3時間を超える講演は5単位として認定審査会が認定。また事前に講演会主催者が所定単位の申請を本会事務局に提出した場合は、時間単位を対策委員会で承認することもできる。

注2）30分以上を3単位、1時間以上を5単位として認定審査会が認定。

3 直近の登録期間中相談医として活動貢献したことの証明書 注3）

注3）申請者が心の健康に貢献していることの証明書を発行する者は、次に掲げる者とする。

- ①地区医師会の会長
- ②地区教育委員会の教育長
- ③地区小児科医会の会長
- ④健康診断その他の保健管理に従事している保育所の長又は学校の校長（幼稚園にあっては園長）
- ⑤勤務医にあってはその所属機関の長
- ⑥その他前各号に準ずる者

第3条 登録更新の手続きは次のとおりとする。

所定の登録期間内に以下の書類を提出する。

- (1) 登録更新申請書
- (2) 単位取得及び活動・貢献を確認する書類
①所定用紙に記述した講演会への出席を証明する書類（写しでも良い）、また講演会によってはその内容を証明する書類（写しでも良い）

- ② 5年間、心の健康に活動・貢献していることの所定の証明書
 - (3) 更新前に、研修会2日間を再受講していることの証明書
 - (4) 小児科専門医を証する書面の写し、又は証明書
 - (5) 子どもの心対策委員会より求められた場合はその該当の書類、又は証明書
- 以上の書類に基づき、認定審査会において書類審査を行い、登録を更新する。

第4条 この施行細則の改正は、理事会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成12年12月11日より施行する。
- 2 この施行細則（一部改正）は、平成22年9月5日より施行する。
- 3 この施行細則（一部改正）は、平成23年9月11日より施行する。
- 4 この施行細則（一部改正）は、平成25年12月1日より施行する。
- 5 この施行細則（一部改正）は、平成26年9月28日より施行する。
- 6 この施行細則（一部改正）は、平成28年12月4日より施行する。
- 7 この施行細則（一部改正）は、令和2年5月10日より施行する。
- 8 この施行細則（一部改正）は、令和6年7月28日より施行する。
- 9 この施行細則（一部改正）は、令和6年12月27日より施行する。